



## 令和元年度

定年以外で退職を予定されている方を対象とした説明会を開催します！

長期給付係  
(082)513-4959



退職後の福利厚生制度等について理解を深めていただくため「公的年金・医療保険制度」「退職互助制度」及び「広島県の退職手当」についての説明会を開催します。

**事前の申込みは必要ありません。**

最寄りの会場へ出席してください。



開催予定時期	開催予定会場	摘要
令和2年2月中旬から下旬	広島・三原・福山・三次	具体的な日時・会場は未定
令和2年3月下旬	広島	

詳細については、令和元年12月中旬に各所属所長あてに通知します。  
公立学校共済組合広島支部のホームページにも掲載する予定です。



## 老齢厚生年金等を受給している組合員の方の資格喪失手続きについて

長期給付係  
(082)513-4959

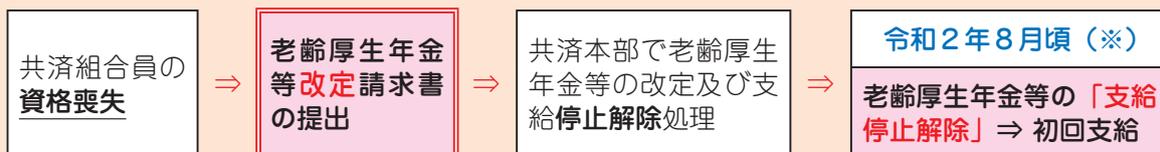


共済組合の組合員（再任用フルタイム含む。）で、既に「年金の受給権が発生している方」が、退職等により共済組合員の資格を喪失する場合は、老齢厚生年金等の「改定」請求書の提出が必要です。（※平成27年9月以前に決定した年金の名称は、「退職共済年金」です。）

年度末及び年度途中で退職される方には、所定の様式（請求書等）を送付しますので、必ず、長期給付係に連絡してください。

当該請求書を提出されないと、年金の支給停止解除の手続きができませんので、必ず、提出してください。

### 老齢厚生年金（特別支給を含む）等の受給権者の資格喪失後の年金改定手続きの流れ



※ 退職後、当共済組合本部（東京）から、「**在職停止中**」と書かれた「年金決定通知書（退職による決定）」が送られてくることがありますが、その場合は、後日、「正しい額が記載された年金決定通知書（退職による決定）」が届きますので、ご安心ください。